



栃木県公報

平成 27 年
5月 7日(木)
第2678号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 419
- 収去飼料検査結果の概要..... 420
- 土地改良区定款変更の認可..... 421

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 421

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 424

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 425

告 示

栃木県告示第二二二九号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金等から適用する。

平成二十七年五月七日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部中地球温暖化対策課の款の前に次のように加える。

環境森林政策課	栃木県電気自動車等充電設備設置事業費補助金	観光地において、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下この項において「電気自動車等」という。）に係る充電設備で不特定多数の者の利用に供するものの設置を支援し、電気自動車等を利用した観光を推進することにより、電気自動車等の普及の促進を図る。	日光市、那須塩原市、那須町その他電気自動車等を利用した観光の推進が特に必要と認められる地域において旅館業を営む者その他知事が適当と認めるもの（以下この項において「旅館業者等」という。）が栃木県電気自動車等充電設備設置事業実施要綱（平成二十七年三月三十一日付け環森政第三百二十八号環境森林部長通知）に基づき行う電気自動車等充電設備設置事業に要する経費	当該事業に要する経費の三分の一以内。ただし、二十万円を限度とする。	旅館業者等
---------	-----------------------	--	--	-----------------------------------	-------

栃木県電気自動車等導入事業費補助金	観光地において、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下この項において「電気自動車等」という。）の導入を支援し、電気自動車等を利用した観光を推進することにより、電気自動車等の普及の促進を図る。	日光市、那須塩原市、那須町その他電気自動車等を利用した観光の推進が特に必要と認められる地域において旅館業を営む者その他知事が適当と認めるもの（以下この項において「旅館業者等」という。）が栃木県電気自動車等導入事業実施要綱（平成二十七年三月三十一日付け環森政第三百二十九号環境森林部長通知）に基づき行う電気自動車等導入事業に要する経費	知事が別に定める額	旅館業者等
-------------------	--	--	-----------	-------

環境森林部の部地球温暖化対策課の款中栃木県電気自動車等充電設備設置事業費補助金の項、栃木県電気自動車等導入事業費補助金の項及び栃木県電気自動車等観光利用事業費補助金の項を削る。

(環境森林政策課)

栃木県告示第230号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成27年1月から同年3月までの間に検査した収去飼料の分析結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
静岡県静岡市株式会社J-オイルミルズ静岡工場	宇都宮市有限会社デイリーダイレクト	JOMエクセルフィード	H26.12	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

- 注) 1 試験項目の欄には、栄養成分等-粗たん白質等の検査項目ごとに記載する。
 2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合にはその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合にはその内容を、それぞれ記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
静岡県静岡市株式会社J-オイルミルズ静岡工場	宇都宮市有限会社デイリーダイレクト	飼料	JOMエクセルフィード	H26.12	重金属-カドミウム、ひ素、鉛	無

- 注) 1 試験項目の欄には、重金属－カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。
 2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年5月7日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
国 府 土 地 改 良 区	平成27年4月21日
東 泉 土 地 改 良 区	平成27年4月22日
姿 川 土 地 改 良 区	平成27年4月23日
小山市美田東部土地改良区	平成27年4月23日

(農地整備課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年5月7日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
五 斗 内 土 地 改 良 区	理 事	田崎 哲夫	田崎 哲夫	宇都宮市東刑部町1203	27.3.31	27.4.1
	〃	黒須 芳雄	黒須 芳雄	〃 〃 551	〃	〃
	〃	加藤 祥一	加藤 祥一	〃 〃 409	〃	〃
	〃	渡辺 耕治	渡辺 耕治	〃 〃 1147	〃	〃
	〃	田崎 薫	田崎 薫	〃 〃 1101-3	〃	〃
	〃	塚原 敏	塚原 敏	〃 〃 1443-2	〃	〃
	〃	増渕 賢二	増渕 賢二	〃 下桑島町78	〃	〃
	〃	大塚 英雄	大塚 英雄	〃 〃 100	〃	〃
	〃	竹井 啓安	竹井 啓安	〃 〃 226	〃	〃
	〃		坂本 浩	〃 〃 165-3		〃
	監 事	日賀野 馨	日賀野 馨	〃 東刑部町1735	27.3.31	〃
〃	鮎沢 一郎	鮎沢 一郎	〃 上桑島町1042-2	〃	〃	
下 飯 田 土 地 改 良 区	理 事	安納 恭司		宇都宮市飯田町392	27.3.31	
	〃	安納 正義		〃 〃 408-1	〃	

	理 事	安納 広	安納 広	宇都宮市飯田町482	27. 3 .31	27. 4 . 1
	〃	安納 久	安納 久	〃 〃 407	〃	〃
	〃	安納 訓彦	安納 訓彦	〃 〃 207	〃	〃
	〃	安納 智幸	安納 智幸	〃 〃 498	〃	〃
	〃		安納 輝雄	〃 〃 502		〃
	〃		安納 康栄	〃 〃 370		〃
	監 事	安納 忠		〃 〃 366	27. 3 .31	
	〃	福田 啓一	福田 啓一	〃 〃 9	〃	27. 4 . 1
	〃	福田 修一	福田 修一	〃 〃 34	〃	〃
	〃		安納 恭司	〃 〃 392		〃
上三川町 土地改良区	理 事	小川 初男		河内郡上三川町大字上郷873- 4	27. 3 .31	
	〃	田仲 一三		〃 〃 〃 1472	〃	
	〃	大根田 恵		〃 〃 大字西蓼沼40	〃	
	〃	田村 博喜		〃 〃 大字西木代443	〃	
	〃	宇津木信一		〃 〃 大字西汗1140- 1	〃	
	〃	星野 富夫		〃 〃 大字上三川1514	〃	
	〃	桜井太四郎		〃 〃 〃 3650- 1	〃	
	〃	舘野 正勝		〃 〃 大字坂上567	〃	
	〃	前田 三男		〃 〃 大字川中子824	〃	
	〃	藤本 彌一		〃 〃 大字多功1784	〃	
	〃	稲葉 吉昭		〃 〃 大字上神主107	〃	
	〃	高田 洋男	高田 洋男	〃 〃 大字東蓼沼849	〃	27. 4 . 1
	〃	高橋 勇一	高橋 勇一	〃 〃 大字上三川4887	〃	〃
	〃	生出 慶一	生出 慶一	〃 〃 大字石田815	〃	〃
	〃	塚原 好夫	塚原 好夫	〃 〃 大字上蒲生863	〃	〃
	〃	海老原 悟	海老原 悟	〃 〃 大字坂上578	〃	〃
	〃	森 昭夫	森 昭夫	〃 〃 大字上三川4359	〃	〃
	〃	田村 陽壽	田村 陽壽	〃 〃 大字下蒲生216	〃	〃
	〃	蓬田 薫	蓬田 薫	〃 〃 大字梁421- 1	〃	〃
	〃	野沢 一夫	野沢 一夫	〃 〃 大字多功1149- 1	〃	〃
	〃	柳田 和夫	柳田 和夫	〃 〃 大字石田1574	〃	〃
	〃		青柳 政良	〃 〃 大字上郷161		〃
	〃		上野 栄	〃 〃 〃 620- 2		〃
〃		杉山 進	〃 〃 大字西蓼沼128		〃	
〃		小川 英雄	〃 〃 大字東汗260		〃	
〃		野沢 育彦	〃 〃 大字西汗732- 1		〃	

	理 事		笠原 利夫	河内郡上三川町大字上三川2972		27.4.1	
	〃		猪瀬嘉一郎	〃 〃 〃 121		〃	
	〃		黒須 實	〃 〃 大字坂上1038		〃	
	〃		古口 隆一	〃 〃 大字川中子1490		〃	
	〃		高木 康晴	〃 〃 大字多功1882		〃	
	〃		津野田哲男	〃 〃 大字上神主99		〃	
	監 事	杉山 壽昭		〃 〃 大字三村345	27.3.31		
	〃	赤羽 和之	赤羽 和之	〃 〃 大字東汗1107	〃	27.4.1	
	〃	上野 勝	上野 勝	〃 〃 大字多功1561	〃	〃	
	〃		小島 信雄	〃 〃 大字川中子606		〃	
北 半 田 土地改良区	理 事	鈴木 誠		鹿沼市北半田769	27.3.31		
	〃	益子 則男		〃 〃 1265	〃		
	〃	関澤 秀吉		〃 〃 1691	〃		
	〃	青木 重弘		〃 〃 1743-1	〃		
	〃	大塚 晴夫		〃 〃 904	〃		
	〃	鈴木 登	鈴木 登	〃 〃 423-1	〃	27.4.1	
	〃	大木 誠	大木 誠	〃 〃 750	〃	〃	
	〃	神山 俊明	神山 俊明	〃 〃 758-2	〃	〃	
	〃	中村 格	中村 格	〃 〃 1594	〃	〃	
	〃		青木 啓之	〃 〃 1746-1		〃	
	〃		青木 康悦	〃 〃 1753		〃	
	〃		早乙女茂生	〃 〃 1592		〃	
	〃		青木 繁	〃 〃 766		〃	
	〃		青木 順	〃 〃 1264		〃	
		監 事	小保方理友		〃 〃 412	27.3.31	
		〃	青木 啓之		〃 〃 1746-1	〃	
		〃	小保方 勉		〃 〃 909	〃	
	〃		青木 重弘	〃 〃 1743-1		27.4.1	
	〃		太田 茂	〃 〃 906		〃	
	〃		鈴木 一夫	〃 〃 312-2		〃	
塩 山 土地改良区	理 事	小森 之男		鹿沼市塩山町117	27.3.31		
	〃	矢口 勝男		〃 〃 146	〃		
	〃	赤羽根一典		〃 〃 227	〃		
	〃	高山 誠		〃 〃 509	〃		
	〃	篠崎 益朗		〃 〃 711-1	〃		
	〃	秋澤 恵子		〃 〃 481	〃		

	理 事	篠崎 健次		鹿沼市塩山町670	27. 3 .31	
	〃	荒井 正良		〃 〃 983- 1	〃	
	〃	金田 一芳	金田 一芳	〃 〃 1046	〃	27. 4 . 1
	〃		矢口 幸子	〃 〃 172		〃
	〃		福田 明男	〃 〃 346- 1		〃
	〃		和久井 仁	〃 〃 1894		〃
	〃		稲垣 浩子	〃 〃 512		〃
	〃		榎倉 正夫	〃 〃 499- 1		〃
	〃		黒川 進	〃 〃 882		〃
	〃		和久井孝一	〃 〃 707- 1		〃
	〃		高山 一郎	〃 〃 994		〃
	監 事	谷田部元照	谷田部元照	〃 〃 20	27. 3 .31	〃
	〃	赤羽根一郎	赤羽根一郎	〃 〃 802- 1	〃	〃
宇 芳 真 土地改良区	理 事	伊藤 政太		芳賀郡芳賀町大字西高橋600	27. 3 .31	
	〃	下谷徳一郎		〃 〃 〃 1754- 3	〃	
	〃		川上 傳	〃 〃 〃 266- 1		27. 4 . 1
	〃		菅谷 悦孝	〃 〃 〃 2582- 2		〃

(農地整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第37号

平成27年4月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成27年5月7日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,465人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
302,906人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
140,372人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足 利 市 選 挙 区	41,645人
栃 木 市 選 挙 区	44,799人

佐野市選挙区	33,202人
鹿沼市選挙区	27,350人
日光市選挙区	24,399人
小山市・野木町選挙区	50,810人
真岡市選挙区	21,162人
大田原市選挙区	19,869人
矢板市選挙区	9,363人
那須塩原市・那須町選挙区	39,131人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,434人
那須烏山市・那珂川町選挙区	13,112人
下野市選挙区	16,128人
芳賀郡選挙区	18,433人
壬生町選挙区	10,840人

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 県立学校教育用コンピュータ及びその附属機器（H27パソコン教室） 11式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成27年9月1日から平成33年8月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 県立学校11校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス又はリース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年6月18日から同月25日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 借入物品に係る迅速な保守体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県教育委員会事務局施設課財務担当
電話028-623-3374

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成27年5月7日から同年6月15日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所

平成27年6月18日午後3時 (1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限は平成27年6月18日午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所

平成27年6月25日午前11時 栃木県教育委員会事務局教育委員室（栃木県庁南庁舎2号館4階）

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法

平成27年5月7日から同年6月15日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成27年6月17日までに文書にて通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に施設課で交付する県立学校教育用コンピュータ及びその附属機器（H27パソコン教室）仕様書に基づき作成した物品納入仕様書を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)の場所に提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県教育委員会事務局施設課長が、入札者の作成した物品納入仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した物品納入仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 物品納入仕様書が、施設課で交付する県立学校教育用コンピュータ及びその附属機器（H27パソコン教室）仕様書に示す基準を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Computer systems for educational use at prefectural schools 11 sets

(2) Time and Date of bidding:

3:00 p.m., June 18, 2015

(3) Information is available at:

Financial Affairs and Facilities Division

Tochigi Prefectural Board of Education

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)